

「緊急提言」を踏まえた 文部科学省からの発信について



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

「緊急提言」を踏まえた文部科学省からの発信について

- 中教審特別部会「緊急提言」にあるように、学校における働き方改革の実効性を向上させていくには、**教育委員会・学校**はもとより、**保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていく必要**があるため、前回会議での委員からのご指摘も踏まえ、文部科学省として以下の発信を実施しました。
 - 1 文部科学省HP内の「今日の出来事」において、緊急提言手交について掲載。X（旧Twitter）、FBでも同内容を発信。
 - 2 文部科学省において学校における働き方改革推進本部を開催し、文部科学大臣メッセージを发出。
①と同様に「今日の出来事」等に掲載。
 - 3 初中教育ニュース（初等中等教育局メールマガジン）に財務課長が特別寄稿。
- さらに、教育委員会管理・指導事務主管部課長会議をはじめとする各種の行政説明において、今般の「緊急提言」から大臣メッセージに至る一連の内容のポイントをより適切に伝えられるよう、丁寧かつわかりやすい発信を繰り返し実施していく予定です。

4

- ・ 学校における働き方改革の目的の改めでの確認（5～6ページ）
- ・ 「3分類」の一層の活用に向けて（7～8ページ）
- ・ 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し（9ページ）
- ・ 「公平な「見える化」の実現に向けた在校等時間の客観的計測の現状確認（10ページ）
といった、それぞれの主体において特にご確認いただきたいポイントに焦点を絞ったスライドも作成

- 「緊急提言」の趣旨を社会全体で広く共有していくためにも、提言をとりまとめたくださった委員の皆様には引き続きこれらの資料を活用の上、それぞれのネットワークにおいて積極的にご発信をいただければ幸いです。

1

「緊急提言」手交

8月28日(月曜日)



中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会にて、貞広齋子部会長から永岡大臣にて緊急的に取り組むべき施策(提言)が手交

教育

8月28日、中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会(第3回)が開催され、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」が貞広齋子部会長(千葉大学教育学部教授)から永岡大臣へ手交されました。



2

学校における働き方改革推進本部／大臣メッセージ

8月29日(火曜日)



学校における働き方改革推進本部(第7回)を開催、文部科学大臣メッセージを発

教育

8月29日、永岡大臣、築副大臣、井出副大臣、伊藤大臣政務官、山本大臣政務官が出席し、学校における働き方改革推進本部(第7回)を開催しました。永岡大臣は、文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」を発出し、強い決意を述べました。



大臣メッセージは3ページまたはこちら



へ

3

会見・報道・お知らせ	政策・審議会	日吉・統計・出版物
トップ・メールマガジンの配信について バックナンバー(初等・中・高) > 令和5年 バックナンバー(初等・中・高) > 初等教育ニュース(初等中等教育局メールマガジン)第472号(令和5年9月8日)		
● 初等教育ニュース(初等中等教育局メールマガジン)第472号(令和5年9月8日)		
[目次]		
[発行]		
(1) 文部科学省広報誌「タラメ - 未来の羅針盤」文部科学省-12023年夏号を刊行!		
【特別寄稿】教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)及び文部科学大臣メッセージ(初等中等教育局庶務課長 安井 順一郎)		

財務課長の特別寄稿は4ページまたはこちら



へ

文部科学大臣メッセージ

～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から約4年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすることです。今後は、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとするには待ったなしであるため、直ちにできることに関し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の処遇については、約50年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長でありサービスを監督する各教育委員会であるということを、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思っております。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願いします。

3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的で創造力豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和5年(2023年)8月29日

文部科学大臣 永岡 桂子

去る8月28日、中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会(以下「特別部会」という。)において、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(以下「緊急提言」という。)

(注1)が永岡桂子文部科学大臣に手交されました。

緊急提言では、冒頭、我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、教師の献身的な取組によるものであるという教師への敬意が示された上で、一定程度改善しましたが、依然として長時間勤務の教師が多く、教師不足も指摘されていることについて、危機感を持って受け止める必要があるとされています。

このような状況を改善し、より持続可能な教育環境を構築するためには、

- ①国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと
- ②保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって課題に対応していくことが、極めて重要であるとした上で、各主体による具体的な取組が提言されています。

加えて、緊急提言では、今般の改革の目指すべき方向性は、教師の長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、教師のウェルビーイングを確保しつつ、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあるとされています。

緊急提言の取りまとめに当たり、特別部会の委員の方々からは、その実現に向けて様々な指摘いただきました。中でも、「文部科学省はもちろん、教育委員会や学校のそれぞれの主体が当事者意識を強く持って、時に批判されるリスクも取って、やるべきことを地道に進めていくしか道はない」との御指摘は大変重要なものとして受け止めています。

永岡文部科学大臣は、緊急提言を踏まえ、翌8月29日に大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」(注2)を発表しました。大臣メッセージにおいては、国が先頭に立って改革を進めていく決意を表明するとともに、学校・教育委員会に対し、できることは直ちに実行するようお願いし、保護者・地域住民の皆様に対しては、学校による業務の精選・見直しや役割分担の見直し等の相談に対する御理解と御支援をお願いしたところです。

緊急提言では、国が先頭に立って、教師を取り巻く環境整備のための支援の充実を図るべきであるとされており、文部科学省では、緊急提言の内容を実現するべく、令和6年度概算要求に必要な経費を計上しました(注3)。

文部科学省としては、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的に進めることで、子供たちへの教育の質の向上のために、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境を実現してまいりたいと考えています。皆様の御支援と御協力を何卒宜しくお願いします。

なお、中央教育審議会における検討はこれで終わりではなく、6月に閣議決定された「骨太方針2023」を踏まえ、制度的な対応が必要な施策の具体的な検討を含む広範多岐にわたる諮問事項について、来年の春頃に一定の方向性を示すことを目途として、引き続き議論を進めていただく予定です。

* 注1: 教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html

* 注2: 文部科学大臣メッセージ～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

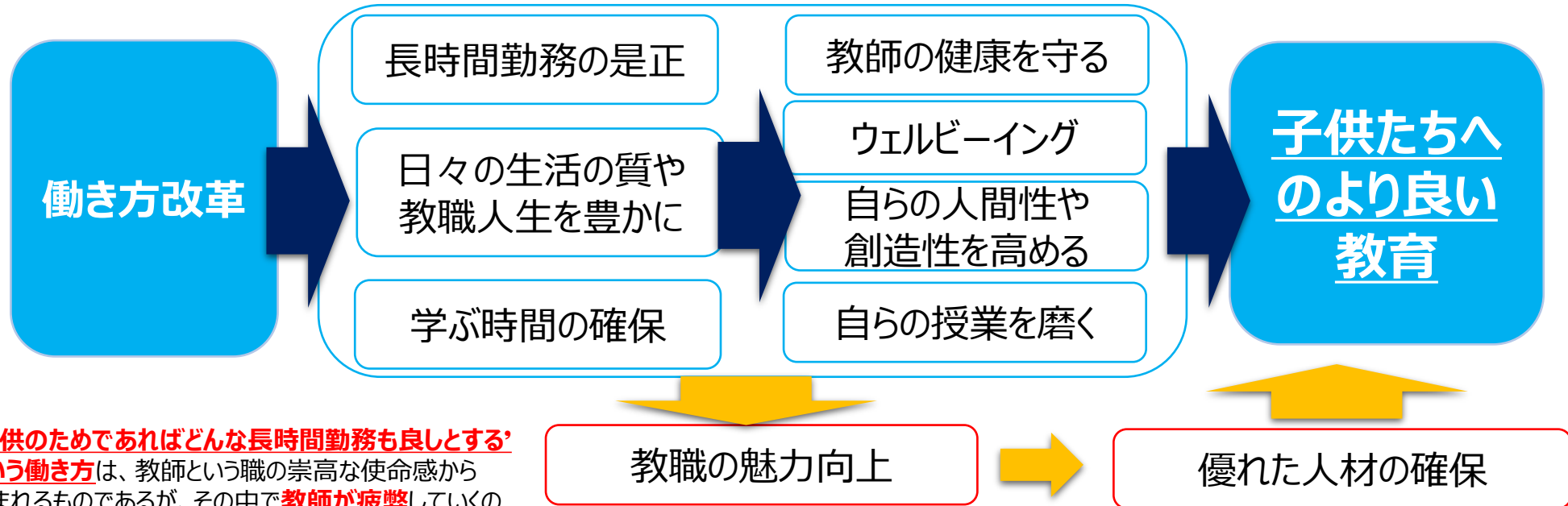
https://www.mext.go.jp/content/20230829-mxt_zaimu-100002242_4.pdf

* 注3: 令和6年度文部科学関係概算要求のポイント等

https://www.mext.go.jp/content/20230828-mxt_kouhou02-000031628_1.pdf

学校における働き方改革の目的

Q. なぜ、学校における働き方改革が必要なのでしょう？



‘**子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする**’
という働き方は、教師という職の崇高な使命感から
生まれるものであるが、その中で**教師が疲弊**していくの
であれば、それは**‘子供のため’にはならない**。

中央教育審議会「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月）（抜粋）

今般の改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ること
はもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを確保するとともに、**自らの人間性や創造性を高
め、子供たちに対してより良い教育を行う**ことができるようにすること

また、高度専門職である教師が、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、**働き方改革により創出した時間も活
用しつつ、教職生涯を通じて新しい知識・技能等を効率的・効果的に学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す**教
師としての役割を果たす

文部科学大臣メッセージ「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」（令和5年8月）（抜粋）

この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、**子供たちにより良い教育を
存分に行う**ことができるようにすることです。

教師の健康及び福祉の確保

- 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない
- 教師の過労死等の事態は決してあってはならない

(出典) 中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月) (抜粋)

「指針」(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針) (文部科学省告示・令和2年1月) (抜粋)

服務監督教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の時間外在校等時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

1か月の時間外在校等時間：45時間以内、1年間の時間外在校等時間：360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、**1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内、連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内かつ時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで**

脳・心臓疾患の労災認定基準 (厚生労働省)

- 厚生労働省は、最新の**医学的知見**を踏まえて、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正。
 - ・発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で**月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い**
 - ・**月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる**

※労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化等

(出典) 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準 (令和3年9月) (抜粋)

学校及び教師が担う業務の適正化 → 「3分類」の一層の活用に向けて

- **教師が教師でなければならない業務に集中**し、教育の質を向上させていくとの観点から、これまで学校・教師が担ってきた業務の仕分けが必要です。このため、平成31年中教審答申では**いわゆる「3分類」を整理**しました。
- 業務の優先順位を踏まえた**精選・見直し**や、学校と保護者・地域住民との**役割分担の見直し**が求められています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

「3分類」の一層の活用に向けて（文科省公認トリセツ）

Step 1 どの項目について話すか決めましょう

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が輔導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（箇中）（第213号）（平成31年1月25日）

「3分類」とは、平成31年の中教審答申において、学校・教師が担う業務を「①基本的には学校以外が担うべき業務」、「②学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「③教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理した表のことです。

「3分類」の全体版はこちら



Step 3 どんな対応策があるか考えましょう

（1）登下校に関する対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々増加しており、約45%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答しているところ。朝夕に教師の就業ある時間を確保するためにも、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地方公共団体や保護者、地域住民などとの連携・協働を進めるべきではない。
- 一方、「削減すべきが削減は難しい」とする理由が、地域や保護者の理解が必要となるためであること踏まえ、これまで以上に、国・教育委員会・学校それぞれが、地域や家庭の理解を得るための明確なメッセージを出していくことが必要ではない。
- また、学校によっては、定められた登校時間よりも早く（朝：1時間等）、児童生徒が登校してくる例も出てくることから、各校の状況に応じ、保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減を図る取組も必要ではない。

考えられる対応策の例（案）

- 【国】
 - 地域や保護者への明確なメッセージの発信
 - コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 【都道府県教育委員会】
 - 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援
- 【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】
 - 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として示示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信
- 【学校】
 - 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解促進を図るとともに、協力について協議
 - 学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての登下校の見守り活動の実施
 - 保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減について検討

自治体での取組例

新潟県胎内市教育委員会
市内すべての小学校のそれぞれにおいて、防犯ボランティア組織が結成され、登下校時の見守り活動を実施している。防犯ボランティア組織の定着及び持続可能な活動の実現に向けて、様々な機関が連携し、地域一体となって支える「胎内市子どもを見守りダイヤ」では、年1回の総会を開催し、情報共有や功労表彰、事例発表会、講習会等を開催している。

埼玉県嵐山町教育委員会
スクールガード・リーダーだけでなく、町内行政区（町内会）、PTA、ボランティア団体、交通指導員、行政職員等による見守り活動が行われている。日ごからのコミュニケーションにより見守り活動者同士の機軸の連携を自然と構築され、登校時に児童への付き添いを実施しているが、行政区をまたぐ際、次の行政区の見守り活動者へバトンタッチするなど、役割分担を明確にし、登下校時の空白地帯の減少や、活動負担の軽減を実現している。

教育委員会、学校といった各主体においてどのような対応策が考えられるかが例示されています。

ヒントになる先行取組例もありますので、「何に手を付けたらいいかわからない」という場合はこちらを見てみましょう。

Step 2 自分の地域や学校の状況を確認しましょう

（登下校に関する対応を選んだ場合）

（1）登下校に関する対応

業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々増加しており、約45%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答しているところ。朝夕に教師の就業ある時間を確保するためにも、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、地方公共団体や保護者、地域住民などとの連携・協働を進めるべきではない。
- 一方、「削減すべきが削減は難しい」とする理由が、地域や保護者の理解が必要となるためであること踏まえ、これまで以上に、国・教育委員会・学校それぞれが、地域や家庭の理解を得るための明確なメッセージを出していくことが必要ではない。
- また、学校によっては、定められた登校時間よりも早く（朝：1時間等）、児童生徒が登校してくる例も見られることから、各校の状況に応じ、保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減を図る取組も必要ではない。

考えられる対応策の例（案）

- 【国】
 - 地域や保護者への明確なメッセージの発信
 - コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 【都道府県教育委員会】
 - 必要に応じて、服務監督教育委員会等に対して支援
- 【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】
 - 国のメッセージを踏まえ、学校における働き方改革を総合会議において自治体が積極的に取り扱うべき協議・調整事項として示示することも視野に入れながら、首長部局とも連携の上、地域や保護者への協力依頼を発信
- 【学校】
 - 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解促進を図るとともに、協力について協議
 - 学校運営協議会等での協議等を踏まえた、地域学校協働活動の一環としての登下校の見守り活動の実施
 - 保護者や地域住民の理解を得つつ、例えば開門は登校時間の直前とするなど、朝の時間帯の学校の業務負担の軽減について検討

ここに現状と課題が書いてあるので自分の地域や学校がどのような状況かを確認してみてください。

埼玉県嵐山町教育委員会
スクールガード・リーダーだけでなく、町内行政区（町内会）、PTA、ボランティア団体、交通指導員、行政職員等による見守り活動が行われている。日ごからのコミュニケーションにより見守り活動者同士の機軸の連携を自然と構築され、登校時に児童への付き添いを実施しているが、行政区をまたぐ際、次の行政区の見守り活動者へバトンタッチするなど、役割分担を明確にし、登下校時の空白地帯の減少や、活動負担の軽減を実現している。

Step 4 （対応策が決まったら…）

- ・ **誰といつからどうやって実現するかを話し合っ**て決めましょう
- ・ キーワードは、「**来年度に向けて準備が必要なものは今から計画的に、今年度からできることは直ちに**」
- ・ **学校として教育委員会に相談が必要なものはすぐに相談**しましょう

働き方改革そしてその先により良い教育につながる取組は、**文部科学省として全力で応援します**ので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。（文部科学大臣メッセージ（令和5年8月29日）より）

各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

確認ポイント①

自分の地域の学校の授業時数を点検しましょう

観点の例を参考に点検してみてください。



自分の地域の学校の年間総授業時数※は、○○○○時間です。

※各教科、特別の教科である道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動のみ）に充てる総授業時数を指す。

計画段階で**1086単位時間以上**の場合

※可能な学校においては、各学校の実情を踏まえ、令和6年度を待つことなく、今年度途中からであっても改善を進めるべきです。

見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とする必要があります。

（点検の観点の例）

- 児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- 当該校における近年の休校や学級閉鎖等の状況
- 教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能かどうか
 - 例①実際の年間授業週数を踏まえた週当たりコマ数の適切な設定（例えば小5で28コマ）
 - 例②総授業時数を確保した上での1コマ40分による時間割編成 等
- 指導体制の見直し・改善が可能かどうか

当該学校を所管する教育委員会は、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導助言する必要があります。

確認ポイント②

自分の地域の学校の学校行事の在り方を見直しましょう

学校は、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、**教育上真に必要とされるものに精選**することや、より充実した学校行事にするため**行事間の関連や統合を図ること**など、**学校行事の精選・重点化を図る必要があります。**

また、学校行事の準備の簡素化、省力化等を進める必要があります。

確認ポイント

「指針※」に基づいた在校等時間の客観的計測ができているか確認しましょう

※教師の健康及び福祉の確保の観点からの、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示）

客観的計測の主なチェックポイント

- ICTの活用やタイムカードなどによる**客観的な在校等時間の把握**ができていますか
- **校外**において職務に従事している時間も客観的な方法により計測できていますか。
- **土日・祝日**などに校務として行う業務の時間も客観的な方法により計測できていますか。

(チェックリスト)

上記すべてに



が付かない場合は…

勤務時間の**正確な把握**は、働き方改革を進めていく上での**出発点**です。

「指針」やQ&Aを参照の上、**直ち**に対応を図ってください。

「指針」はこちら👉



「指針」に係る
Q&Aはこちら👉

